

平成25年6月14日公布

道路交通法の一部が改正されます。



改正ポイント
以下のとおりです。

一定の病気等に係る運転者対策

平成26年6月までに施行

- 免許取得・更新時に、一定の病気等の症状に関する「質問票」の提出義務 → **虚偽記載 1年以下の懲役または30万円以下の罰金**
- 診察した者が一定の病気等に該当すると認知した時 → **医師による任意の届出制度**
- 一定の病気等に該当する疑いがあると認められる時 → **免許の効力暫定停止制度**

自転車利用者対策

- 政令で定める違反行為を繰り返した自転車運転者 → **講習の受講命令** (平成27年6月までに施行)
- 一定期間内に受講せず → **5万円以下の罰金**
- ブレーキに不備のある自転車 → **警察官による検査・圧迫指導命令等** (平成25年12月1日施行予定)
- 検査拒否、命令違反等 → **5万円以下の罰金**
- 路側帯通行 → **道路の左側部分に設けられた路側帯に順守** (平成25年12月1日施行予定)

悪質・危険運転者対策

平成25年12月1日施行予定

- 無免許運転、無免許運転の下車・啓発、免許証の不正取得 → **1年以下の懲役または30万円以下の罰金** (現行) → **3年以下の懲役または50万円以下の罰金** (改正後)
- 無免許運転の補助行為 (自動車等の提供行為) → **3年以下の懲役または50万円以下の罰金**
- 同乗行為 → **2年以下の懲役または30万円以下の罰金**
- 免許が失効したため免許の取消しを受けなかった者等の運転免許の再取得 → **「取消処分者講習」の受講が必修** (平成26年6月までに施行)



ルールを守って
交通事故ゼロを
目指しましょう!!

その他

- 環状交差点の交通方法を定める → 平成26年12月までに施行
- 放電違反金のコンビニ納付を可能にする → 平成26年6月までに施行